

(別添)

農家民宿を開設する皆様へ

農家民宿開設の諸手続の流れ

- 農家民宿開設の諸手続の流れ
- 農家民宿設置に係る事前確認申請書（別紙様式1）
- 余暇活動に必要な役務の内容（別紙様式2）
- 農家民宿開設に関する法令
- 農家民宿（客室延べ床面積33㎡未満）開設のためのチェックシート
- 農家民宿開設に係る各種手続きの相談窓口一覧
- 農家民宿の設置に係る事前確認の取扱いについて

岡山県農林水産部
農村振興課

農家民宿開設の諸手続の流れ

農家民宿の開業には、次の手続が必要です。

1 農家民宿を開業する施設の面積確認

農家民宿を開業する場合は、事前に農家民宿であることの確認を受けることにより、特例措置で客室面積が33㎡未満でも旅館業の営業の許可を得ることができます。

客室面積が33㎡未満の場合

客室面積が33㎡以上の場合 ※

「2 農家民宿の事前確認」へ進んでください。

「4 各種手続」へ進んでください。
(通常の旅館業法の手続き)

※H28.4から、33㎡未満でも3.3㎡×宿泊者数以上の面積があれば通常の許可を得ることが可能となっています。

2 農家民宿（農林漁業体験民宿業）の事前確認

特例措置を受けようとする場合は、以下の事項の確認が必要ですので県農林水産部農村振興課に必要書類を提出してください。県で確認後に、事前確認書を交付しますので、旅館業の営業許可申請時に添付して保健所へ提出してください。

【確認事項】

- 農林漁業者等が営む施設であること
- 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務（例：農林漁業体験、炭焼き体験、加工体験など）を提供すること

必要書類

- 1 農家民宿設置に係る事前確認申請書（別紙様式1）
- 2 余暇活動に必要な役務の内容（別紙様式2）
- 3 添付資料
 - ・宿泊施設と役務を提供する場所の位置図、写真※書類の様式は県庁農村振興課のホームページにあります。
必要な場合は郵送しますのでご連絡ください（返信用封筒を付けて農村振興課へ請求してください）。

様式の請求及び申請書の提出先

岡山県農林水産部農村振興課 〒700-8570
岡山市北区内山下2-4-6
電話（086）226-7442

3 チェックシートで必要な手続きの確認

「農家民宿開業のためのチェックシート」で必要な手続きを確認して、それぞれの窓口へ相談してください。手続きが必要かどうか分からない場合は、窓口へ相談して確認してください。

4 各種手続き

土地に関する手続き

自然公園法
都市計画法
農振法
農地法

施設・設備に関する手続き

建築基準法
消防法
下水道法
浄化槽法
水質汚濁防止法
瀬戸内海環境保全特別措置法

営業に関する手続き

旅館業法
食品衛生法

5 農家民宿の開業

農家民宿設置に係る事前確認申請書

令和 年 月 日

岡山県農林水産部農村振興課長 殿

申請者 氏名(法人にあっては、
名称及び代表者氏名) _____
住 所 _____
電話番号 () - _____

旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)第2条及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第2項に規定する簡易宿所営業の施設の面積要件などの特例措置を受けたいので、下記施設について、役務の内容が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則(平成7年農林水産省令第23号)第2条に該当することを確認願います。

1 施設の概要

宿泊施設	施設名称	
	所有者	
	所在地	
	客室面積等	面積 m ²
	居宅の有無	有 ・ 無

2 農家民宿業を営む主体(該当箇所に○)

農業者 ・ 林業者 ・ 漁業者 ・ その他 ()

3 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の概要

役務の内容	提供する役務の内容にチェックを入れ、具体的な内容を別紙様式2に記入してください。 <input type="checkbox"/> 農林漁業体験の指導 <input type="checkbox"/> 農林水産物の加工又は調理の体験の指導 <input type="checkbox"/> 地域の農林水産業又は農山漁村の生活・文化に関する知識の付与 <input type="checkbox"/> 農用地・森林・漁場等の案内 <input type="checkbox"/> 農作業体験施設等や農山漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 <input type="checkbox"/> 以上の役務の提供のあつせん	
	所有者	
余暇活動場所	所在地	
	種別・面積	

※ 複数ある場合は別紙記入のこと。

4 添付書類

- ① 余暇活動に必要な役務の内容(別紙様式2)
- ② 宿泊施設と役務を提供する場所の位置図・写真

余暇活動に必要な役務の内容

体験メニューの参考

滞在型余暇活動に必要な役務		具体例
農村	1.農作業の体験の指導 2.農産物の加工又は調理の体験の指導 3.地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与 4.農用地その他の農業資源の案内 5.農作業体験施設等を利用させる役務 6.前各号に掲げる役務の提供のあっせん	田植えや稲刈り等米の栽培作業、野菜・果物の栽培作業や収穫作業 等 もちつき、そば打ち、漬物作り、こんにゃく作り 等 地域の伝統行事、雪かき、かかし作り 等 農業用ため池への案内 等 郷土料理教室等の利用 等 地域の協力してくれる農家への紹介
山村	1.森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導 2.林産物の加工又は調理の体験の指導 3.地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与 4.森林の案内 5.山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 6.前各号に掲げる役務の提供のあっせん	下草刈り、枝打ち、山菜採り、椎茸作り 等 干し椎茸作り、山菜料理作り 等 炭焼き、木工細工、つる細工のクラフト作り 等 森林散策、里山案内 等
漁村	1.漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導 2.水産物の加工又は調理の体験の指導 3.地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与 4.漁場の案内 5.漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 6.前各号に掲げる役務の提供のあっせん	地引網、編の管理作業 等 魚のさばき方、干物作り 等 浜釣り 等

資料：農林水産省「グリーン・ツーリズム 農林漁家民宿開業・運営の手引き」（平成28年3月）P.24により作成

NO.	体験メニュー	体験場所（施設名）	体験料金・時間・人数	体験期間
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※複数枚にわたる場合には、適宜コピーの上、記載すること。

農家民宿開設に関する法令

区分	法 律 名	農家民宿との関係
総合	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	規制緩和措置を受ける場合、農家民宿であるか、確認が必要
土地	自然公園法	自然公園の区域内に新築・改築・増築をする場合は、許可又は届出が必要
	都市計画法	農家民宿の営業ができる場所か、確認が必要 (市街化調整区域では開業できない)
	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）	農用地区域内に新築する場合は農振除外の手続きが必要
	農地法	農地に新築する場合は転用許可が必要
施設・設備	建築基準法	農家民宿に用途変更する場合や建物の建築等をする場合は、建築基準法の手続きが必要となる場合がある
	消防法	防火対象物として適合しているかの確認及び消防設備等の設置が必要
	下水道法	公共下水道に新たに接続する場合は届出が必要
	浄化槽法	新築やくみ取り便所の改造により、浄化槽を設置しようとする場合は届出が必要
	水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法	公共用水域に排出水を排出し、厨房・入浴施設・洗濯施設や一定規模以上の浄化槽を設置する場合は届出や許可が必要
営業	旅館業法	農家民宿として宿泊サービスを提供するための営業許可が必要
	食品衛生法	宿泊客に食事を提供する場合は営業許可が必要

農家民宿（客室延べ床面積33㎡未満）開設のためのチェックシート

以下の申請者は、農家民宿設置に係る事前確認を行い、農家民宿（客室延べ床面積が33㎡未満）開設しようとするものです。

申請者氏名	
住所	
客室面積及び建物全体の面積	

上記の申請者の内容が各関係法令の許可を要す、または規制緩和の要件に該当するか御確認の上、チェック欄に記入し、担当部所確認欄に、確認日や確認部署名・担当者の記載をお願いします。
※確認後は申請者に返却いたします。

1 農家民宿の事前確認

関係法令名	チェック欄	必要な手続き	担当部所確認欄
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	次の全てに該当する ①農林漁業者等が営む施設であること ②農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する	<input type="checkbox"/> 農家民宿 「農家民宿設置に係る事前確認申請」を行うことで、一部規制緩和を受けることができます。	
	上記以外の場合	<input type="checkbox"/> 簡易宿所または旅館・ホテル 通常の旅館業法の手続きを行ってください。	

2 農家民宿の場合に必要な手続き

関係法令名	チェック欄	必要な手続き	担当部所確認欄
旅館業法	農家民宿を営業するためには営業許可の手続きが必要	<input checked="" type="checkbox"/> 「旅館業営業許可申請」が必要です。	
	・旅館業法（簡易宿所営業）は33㎡以上（宿泊者数10人未満の場合は、3.3㎡×宿泊者数）の客室延べ床面積が必要だが、農家民宿の場合は、これに寄らず営業することができる（※ただし、宿泊人数については、消防法も関係するため、消防法担当部署へ相談を行うこと。） ・宿泊人数での緩和が必要である <input type="checkbox"/> （←必要な場合はチェックして下さい。）	<input type="checkbox"/> 「農家民宿設置に係る事前確認」を受けることで、一部規制緩和を受けることができます。 宿泊者数（ ）名で相談	
食品衛生法	営業者が宿泊客に食事を提供する（食品衛生法の許可が必要な提供形態）	<input type="checkbox"/> 「飲食店営業許可申請」が必要です。	
	上記で家庭用台所と兼用の場合	<input type="checkbox"/> 「農家民宿設置に係る事前確認」を受けることで、一部規制緩和を受けることができます。	
	宿泊客が自炊または営業者と共同調理により提供する（食品衛生法の許可が不要な提供形態）	<input type="checkbox"/> 判断に迷う場合は、相談窓口にご相談ください。	
建築基準法	農家民宿の開業にあたり、住宅の一部を農家民宿に用途変更する場合や建物の建築等（新築、増築等）をする場合には、建築基準法の手続き（建築確認、完了検査等）が必要となる場合がありますので、事前に相談窓口にご相談ください。 なお、農家民宿（簡易宿泊所）は、建築基準法上「旅館」として取り扱いますが、住宅の一部を農家民宿として利用するもののうち、つぎの要件を満たす場合は、建築基準法上「住宅」として取り扱います。 ①各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められること ②県農林水産部農村振興課の事前確認を受けていること		
	①の要件を満たす	<input type="checkbox"/> どちらもチェックがある場合は、「住宅」扱いとなる場合がある。 ※①の要件については、相談窓口にご相談ください。	
	②の要件を満たす	<input type="checkbox"/>	
	上記以外。	<input type="checkbox"/> 「旅館」扱いとなる。 ※必要な手続きについては、相談窓口にご相談ください。	
消防法	防火対象物の用途の判定および必要な消防用設備等の確認が必要		
	次の全てに該当する。 ①農家民宿の用途に供される床面積が住宅の用途に供される床面積の1/2以下（農家民宿用途部分の床面積<住宅の用途に供される床面積） ②農家民宿の用途に供される床面積が50㎡以下	<input type="checkbox"/>	
	①の要件を満たす	<input type="checkbox"/> 「一般住宅」扱いとなる場合がある。 「消防法令適合通知書交付申請」が必要です。 ※消防用設備等については、窓口で御相談ください。	
	②の要件を満たす	<input type="checkbox"/>	
	上記以外。	<input type="checkbox"/> 「旅館」等の扱いとなる。 「消防法令適合通知書交付申請」が必要です。	
	※宿泊人数の関係について相談を行っている。	<input type="checkbox"/> 「旅館業法」では、「農家民宿設置に係る事前確認」を受けることで、宿泊人数において、一部規制緩和を受けることができるが、「消防法」においては、予定している客室面積において、予定している宿泊者数での宿泊が可能であるかことを相談してください。	
都市計画法	農家民宿の営業ができる場所か、確認が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 許可が必要な場合があるので、関係窓口で必ず事前に確認する。	

■の手続きは、必ず申請または確認が必要です。

3 その他(特記事項を記載)

旅館業法 食品衛生法	
建築基準法	
消防法	

農家民宿開設に係る各種手続きの相談窓口一覧

	農家民宿 総合窓口	農家民宿 事前確認	旅館業法 食品衛生法	消防法	建築基準法	
岡山市	県庁 農林水産部 農村振興課 中山間地域農業推進班 086-226-7442		岡山市保健所 衛生課 086-803-1257	岡山市消防局 予防課設備指導係 086-234-9974	岡山市都市整備局 住宅・建設部建築指導課 086-803-1444	
玉野市			備前県民局健康福祉部 (備前保健所) 衛生課生活衛生・医薬班 086-272-4038	玉野市消防本部 警防課 0863-31-5711	玉野市 建設部都市計画課住宅係 0863-32-5544	
吉備中央町				岡山市消防局 予防課設備指導係 086-234-9974	備前県民局 建設部管理課 建築指導班 086-233-9847	
瀬戸内市				瀬戸内市消防本部 予防課 0869-22-1493		
備前市				東備消防組合消防本部 予防係 0869-64-1127		
赤磐市				赤磐市消防本部 予防課 086-955-2246		
和気町				東備消防組合消防本部 予防係 0869-64-1127		
倉敷市				倉敷市保健所 生活衛生課 086-434-9826		倉敷市消防局 予防課 086-426-1194
浅口市			備前県民局健康福祉部 (備前保健所) 衛生課食品衛生班 086-434-7026	(金光町) 倉敷市消防局 予防課 086-426-1194	備前県民局 建設部管理課 建築指導班 086-434-7160	
早島町				(金光町除く) 笠岡地区消防組合消防本部 予防課 0865-63-7121		
里庄町				倉敷市消防局 予防課 086-426-1194		
総社市				笠岡地区消防組合消防本部 予防課 0865-63-7121		総社市 建設部建築住宅課 0866-92-8289
井原市					井原地区消防組合消防本部 予防課 0866-62-9402	備前県民局 建設部管理課建築指導班 086-434-7160
笠岡市					笠岡地区消防組合消防本部 予防課 0865-63-7121	笠岡市 建設部都市計画課 0865-69-2141
矢掛町					井原地区消防組合消防本部 予防課 0866-62-9402	備前県民局 建設部管理課建築指導班 086-434-7160
高梁市					備前県民局健康福祉部 (備北保健所) 備北衛生課 0866-21-2837	高梁市消防本部 警防課 0866-21-0124
新見市	新見市消防本部 予防課 0867-72-2119	新見市 建設部都市整備課 0867-72-6118				
真庭市	美作県民局健康福祉部 (真庭保健所) 真庭衛生課 0867-44-2918	真庭市消防本部 予防課 0867-42-1190		美作県民局 建設部管理課 建築指導班 0868-23-1260		
新庄村		美作県民局健康福祉部 (美作保健所) 衛生課食品衛生班 0868-23-0115	津山圏域消防組合 予防課 0868-31-1251	津山市 都市建設部都市計画課 0868-32-2099		
津山市			美作県民局 建設部管理課 建築指導班 0868-23-1260			
鏡野町						
美咲町						
久米南町						
美作市	美作市消防本部 予防課 0868-72-2602					
勝央町	津山圏域消防組合 予防課 0868-31-1251					
奈義町	美作市消防本部 予防課 0868-72-2602					
西粟倉村						

	都市計画法	下水道法	浄化槽法	水質汚濁防止法	瀬戸内海環境保全特別措置法	自然公園法	農地法	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)			
岡山市	岡山市 都市整備局 開発指導課 086-803-1451	各市町村	岡山市 環境局環境保全課 浄化槽対策室 086-803-1294	岡山市 環境局環境保全課 水質土壌係 086-803-1281	岡山市 環境局環境保全課 水質土壌係 086-803-1281	岡山市 環境局環境保全課 自然保護係 086-803-1284	各市町村 農業委員会	各市町村			
玉野市	玉野市 建設部 都市計画課 086-32-5538		備前県民局 地域政策部環境課 環境保全班 086-233-9806	備前県民局 地域政策部環境課 環境保全班 086-233-9806	県庁 環境文化部 環境管理課 水環境湖沼保全班 086-226-7301	備前県民局 農林水産事業部 森林企画課 森林保全班 086-233-9832					
吉備中央町	県庁 土木部都市局 建築指導課 開発指導班 086-226-7503										
瀬戸内市											
備前市									東備地域事務所 東備地域森林課 0869-92-5166		
赤磐市											
和気町											
倉敷市	倉敷市 建設局 都市計画部 開発指導課 086-426-3485	倉敷市 環境リサイクル局 下水道部下水計画 課合併浄化槽設置 推進室 086-426-3583	倉敷市 環境リサイクル局 環境政策部 環境政策課 086-426-3391	倉敷市 環境リサイクル局 環境政策部 環境政策課 086-426-3391	倉敷市 建設局土木部 公園緑地課 086-426-3495						
浅口市	県庁 土木部都市局 建築指導課 開発指導班 086-226-7503	備中県民局 地域政策部環境課 環境保全班 086-434-7066	備中県民局 地域政策部環境課 環境保全班 086-434-7066	県庁 環境文化部 環境管理課 水環境湖沼保全班 086-226-7301	備中県民局 農林水産事業部 森林企画課 森林保全班 086-434-7052						
早島町											
里庄町											
総社市											
井原市						井笠地域事務所 井笠地域森林課 0865-69-1631					
笠岡市	笠岡市 建設産業部 都市計画課 0865-69-2138	美作県民局 地域政策部環境課 環境保全班 0868-23-1227	美作県民局 地域政策部環境課 環境保全班 0868-23-1227	県庁 環境文化部 環境管理課 水環境湖沼保全班 086-226-7301	真庭地域事務所 真庭地域森林課 0867-44-7566						
矢掛町	県庁 土木部都市局 建築指導課 開発指導班 086-226-7503										
高梁市						高梁地域事務所 高梁地域森林課 0866-21-2847					
新見市						新見市 福祉部環境課 0867-72-6124	新見市 福祉部生活環境課 0867-72-6124	新見地域事務所 新見地域森林課 0867-72-9169			
真庭市						美作県民局 地域政策部環境課 環境保全班 0868-23-1227	美作県民局 地域政策部環境課 環境保全班 0868-23-1227	県庁 環境文化部 環境管理課 水環境湖沼保全班 086-226-7301	真庭地域事務所 真庭地域森林課 0867-44-7566		
新庄村											
津山市										美作県民局 農林水産事業部 森林企画課 森林保全班 0868-23-1384	
鏡野町											
美咲町											
久米南町											
美作市											勝英地域事務所 勝英地域森林課 0868-73-4058
勝央町											
奈義町											
西粟倉村											

農家民宿の設置に係る事前確認の取扱いについて

岡山県農林水産部農村振興課
(平成18年10月24日施行)
(令和2年12月25日改正)
(令和7年4月28日最終改正)

1 趣旨

農林漁業者又は農林漁業者以外の者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に定める農林漁業体験民宿業（以下「農家民宿業」という。）を営む施設（以下「農家民宿」という。）を設置する場合、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第2項に規定する簡易宿所営業の施設の面積要件を適用しないなどの特例措置を受けようとする施設について、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供することの事前確認を次のとおり定めるものである。

2 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第23号）第2条に定める内容とする。

3 事前確認申請書の提出

農家民宿についての旅館業法（昭和23年法律第138号）等の特例措置を受けようとする者は、営業許可を申請する前に、「農家民宿設置に係る事前確認申請書」（別紙様式1）及び「余暇活動に必要な役務の内容」（別紙様式2）を農村振興課長に提出するものとする。

4 事前確認書の交付

農村振興課長は、上記の申請内容を事前確認申請書及び必要に応じて現地確認により審査し、適当と認めた場合は、「農家民宿設置に係る事前確認書」（別紙様式3）を交付するものとする。

なお、事前確認書の交付を受けた者は、当該農家民宿の所在地を管轄する保健所長に、「旅館業営業許可申請書」を提出する際、その写しを添付するものとする。

5 事前確認の取消

農村振興課長は、事前確認の対象となった農家民宿が、当該確認に係る要件を満たさなくなった場合には、これを取り消すことができる。

なお、事前確認を取り消した場合は、当該農家民宿の所在地を管轄する保健所長に、その旨を通知するものとする。

6 特例措置を受けた農家民宿業営業者の義務

(1) 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合におけるその損害をてん補する保険契約又は共済契約（以下「保険契約等」という。）を締結すること。ただし、保険契約

等を締結することが適当でない場合であって、利用者が保険契約等の締結の申込みをするために必要な書類を宿泊施設に備え付けているときは、この限りでない。

(2) 宿泊者数及び提供した役務内容を記載した整理簿（別紙様式4）を年度終了後、翌年度の4月末日までに農村振興課長に提出すること。

7 指導

農村振興課長は、農家民宿の営業が安全かつ適正に行われるよう、生活衛生課長と連携し、適宜、指導を行うものとする。